

北九州市障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、本市に所在する別表第1の対象欄に掲げる障害福祉サービス事業者等（以下「事業者等」という。）に対する指導及び監査の実施について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この要綱は、別表第1の指導等の根拠欄の規定により、事業者等に対して行う指導及び監査について、基本的事項を定めることにより、障害福祉サービス、相談支援、療養介護医療、障害児通所支援、障害児入所支援、障害児入所医療及び障害児相談支援（以下「サービス等」という。）の質の確保並びに自立支援給付（自立支援医療費、補装具費及び高額障害福祉サービス等給付費を除く）並びに障害児通所給付費、障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費及び障害児相談支援給付費（以下「給付費等」という。）の給付の適正化を図ることを目的とする。

(指導監査実施機関)

第3条 指導及び監査の実施機関は、保健福祉局障害福祉部障害者支援課とする。

(基本方針)

第4条 事業者等に対する指導は、別表第2に掲げる条例等に定めるサービス等の取扱い、給付費等に係る費用の請求等に関する事項について、周知徹底と適正な運営を図ることを方針とする。

- 2 事業者等に対する監査は、事業者等のサービス等の内容及び給付費等に係る請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

(指導形態等)

第5条 指導の形態は、集団指導及び運営指導とする。

- 2 集団指導は、事業者等に対し必要な指導の内容及び、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。
- 3 運営指導は、指導の対象となるサービス等又は給付費等に関して必要があるときに、当該事業所等において、原則、現地に行う。

(監査形態等)

第6条 監査の形態は、指定基準違反等が疑われるときに、監査の対象となる当該事業所等において、随時、実施する。

(指導結果の通知)

第7条 運営指導の結果、改善を要すると認められた事項及び給付費等について過誤による調整を要すると認められた場合には、後日その旨を指導結果通知書として当該事業者等に通知する。

(改善報告書の提出)

第8条 当該事業者等に対して、文書で通知した事項について、期限を定めて当該事業者等から改善報告書の提出を求める。

(監査への変更)

第9条 運営指導中に次に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに監査を行うことができる。

(1) 著しい基準違反が確認され、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると判断した場合

(2) 報酬請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合

(監査後の措置)

第10条 監査の結果、事業者等のサービス等の内容及び給付費等の請求について、不正若しくは著しく不当な行為が認められた場合、行政上及び経済上の措置を行う。

(その他)

第11条 この要綱に定められた事項を実施するために必要な事項については、別途要領で定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（事業者等）

指導等の根拠	対 象	
	定 義	説 明
障害者総合支援法 第10条第1項	障害福祉サービス事業者等	障害福祉サービス、相談支援を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者
障害者総合支援法 第48条第1項	指定障害福祉サービス事業者等	指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者
障害者総合支援法 第48条第3項	指定障害者支援施設の設置者	指定障害者支援施設の設置者若しくは指定障害者支援施設の設置者であった者若しくは当該指定に係る障害者支援施設の従業者であった者
障害者総合支援法 第51条の27第1項	指定一般相談支援事業者	指定一般相談支援事業者若しくは指定一般相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者であった者
障害者総合支援法 第51条の27第2項	指定特定相談支援事業者	指定特定相談支援事業者若しくは指定特定相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者であった者
障害者総合支援法 第81条	障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者	障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業を行う者
障害者総合支援法 第85条	障害者支援施設	障害者支援施設の長
児童福祉法 第21条の5の22第1項	指定障害児通所支援事業者	指定障害児通所支援事業者若しくは指定障害児通所支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者であった者
児童福祉法 第24条の15第1項	指定障害児入所施設	指定障害児入所施設の設置者若しくは当該指定障害児入所施設の長その他の従業者である者若しくは指定施設設置者であった者
児童福祉法 第24条の34第1項	指定障害児相談支援事業者	指定障害児相談支援事業者若しくは指定障害児相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者であった者
児童福祉法 第57条の3の2第1項	障害児通所支援事業者、障害児相談支援事業者	障害児通所支援若しくは障害児相談支援を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者
児童福祉法 第46条	児童福祉施設	児童福祉施設の設置者

別表第2（条例等）

No.	項 目
1	北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年北九州市条例第54号）
2	北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年北九州市条例第53号）
3	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）
4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）
5	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）
6	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）
7	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）
8	児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）
9	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）
10	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）
11	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）
12	こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）
13	こども家庭庁長官が定める一単位の単価（平成24年厚生労働省告示第128号）